

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成23年10月6日(2011.10.6)

【公開番号】特開2010-49177(P2010-49177A)

【公開日】平成22年3月4日(2010.3.4)

【年通号数】公開・登録公報2010-009

【出願番号】特願2008-215358(P2008-215358)

【国際特許分類】

G 03 B 17/02 (2006.01)

H 05 K 5/03 (2006.01)

H 04 N 5/225 (2006.01)

【F I】

G 03 B 17/02

H 05 K 5/03 B

H 04 N 5/225 E

【手続補正書】

【提出日】平成23年8月22日(2011.8.22)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

本体部材と前記本体部材の開放部を覆うカバー部材とから構成される収納部を備えた電子機器において、

導電性を有し、前記本体部材に回動軸を介して回動可能に支持され、前記収納部に対して開閉可能に構成された蓋部材と、

導電性を有し、前記カバー部材に取り付けられた導電部材と、

導電性を有し、一方の端部が前記本体部材に係合すると共に他方の端部が前記蓋部材に係合し、前記蓋部材が前記収納部に対して開く方向に前記蓋部材を前記回動軸を中心に回動させる付勢力を発生する付勢部材と、を備え、

前記付勢部材の前記一方の端部に、前記導電部材を押圧することで前記導電部材に電気的に接続される接触部が形成され、

前記付勢部材の前記接触部が前記導電部材を押圧する方向と、前記付勢部材が前記蓋部材を前記回動軸を中心に回動させる付勢力を得るためのチャージ方向とを異ならせることを特徴とする電子機器。

【請求項2】

前記付勢部材の前記接触部が前記導電部材を押圧する方向は、前記蓋部材の前記回動軸の軸方向と同じ方向であることを特徴とする請求項1記載の電子機器。

【請求項3】

前記本体部材に、前記付勢部材の前記一方の端部が係合する係合部が形成され、

前記本体部材の前記係合部は、前記カバー部材により覆われる側が開放されていることを特徴とする請求項1記載の電子機器。

【請求項4】

前記付勢部材の前記一方の端部に、前記蓋部材の前記回動軸の軸方向と直交する方向に延出された第1の部分と、前記第1の部分の末端から前記カバー部材に向けて曲げられた第2の部分とが形成され、

前記付勢部材の前記接触部は、前記第2の部分の末端に形成されることを特徴とする請求項1記載の電子機器。

【請求項5】

前記付勢部材の前記接触部は、曲率を有する形状に折り曲げられることを特徴とする請求項4記載の電子機器。

【請求項6】

前記電子機器は、撮像装置を含むことを特徴とする請求項1乃至5のいずれかに記載の電子機器。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0012

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0012】

上述の目的を達成するために、本発明は、本体部材と前記本体部材の開放部を覆うカバー部材とから構成される収納部を備えた電子機器において、導電性を有し、前記本体部材に回動軸を介して回動可能に支持され、前記収納部に対して開閉可能に構成された蓋部材と、導電性を有し、前記カバー部材に取り付けられた導電部材と、導電性を有し、一方の端部が前記本体部材に係合すると共に他方の端部が前記蓋部材に係合し、前記蓋部材が前記収納部に対して開く方向に前記蓋部材を前記回動軸を中心に回動させる付勢力を発生する付勢部材と、を備え、前記付勢部材の前記一方の端部に、前記導電部材を押圧することで前記導電部材に電気的に接続される接触部が形成され、前記付勢部材の前記接触部が前記導電部材を押圧する方向と、前記付勢部材が前記蓋部材を前記回動軸を中心に回動させる付勢力を得るためのチャージ方向とを異ならせることを特徴とする。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0062

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0062】

ロックレバー37は、電池蓋31とスライダプレート32のスライド移動の規制を行う部材であり、圧縮コイルバネ38を挿入可能な軸部を備える。電池蓋31に形成された穴部からロックレバー37の一部を露出させることで、操作者がロックレバー37を操作できるようになされている。圧縮コイルバネ38は、ロックレバー37を常に一定の方向へ付勢する役割を有する。組立時には、ロックレバー37に圧縮コイルバネ38を組み付け、ロックレバー37及び圧縮コイルバネ38を電池蓋31に載せるようにして組み付ける。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0096

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0096】

また、捩じりコイルバネ33の接触部33dの先端部を丸めている理由は、図10で説明したように組立時に捩じりコイルバネ33の第2の端部33cを撮像装置本体に係合する際、作業者が触れたときに怪我をしないようにするためである。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0108

【補正方法】変更

【補正の内容】**【0108】**

以上説明したように、本実施の形態によれば以下の構成と作用及び効果を奏する。電池蓋31と捩じりコイルバネ33を撮像装置本体に組み込む際と、軸部材40を電池ケース21、スライダプレート32、捩じりコイルバネ33の軸部材挿入箇所に挿入する際に、捩じりコイルバネ33には付勢力が発生しないよう構成している。これにより、電池ケース21の軸挿入穴21b、スライダプレート32の軸穴部32b、捩じりコイルバネ33のコイル部33aの内径部の中心を簡単に合わせることができるために、特殊な工具等を要さず難なく軸部材40を挿入することが可能となる。